

市第 99 号議案 横浜市中心職業訓練校条例の一部改正

横浜市中心職業訓練校は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）に規定された職業能力開発校であり、本市では、横浜市中心職業訓練校条例（昭和 45 年 3 月 横浜市中心条例第 3 号。以下「条例」という。）により、訓練校の設置や実施する訓練の内容等を規定しています。

平成 27 年 9 月に法の一部が改正されましたので、関係規定の整備を図るため、条例中の法に係る部分を改正します。（法の施行は 10 月 1 日から）

1 条例改正の内容

条例第 3 条において引用している法「第 15 条の 6」が「第 15 条の 7」に改められたため、条例第 3 条の当該部分を改正します。（新旧対照表は以下のとおり）

現 行	改 正 案
（訓練校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練） 第 3 条 法第 15 条の 6 第 3 項の条例で定める 職業訓練は、求職者に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。	（訓練校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練） 第 3 条 法第 15 条の 7 第 3 項の条例で定める 職業訓練は、求職者に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

2 施行期日

公布の日から施行します。